はじめに

「万葉集は奈良時代の末から平安の初頭にかけて、大「万葉集は奈良時代の末から平安の初頭にかけて、大下野集は、資料を博捜・渉猟し、然もそれを縦横無尽氏の主張は、資料を博捜・渉猟し、然もそれを縦横無尽に駆使しての緻密・精細な立論であって、全く敬服のほぼ等しい形ができあがった」という通説を否定し、「現保家持とその周辺の人々によって全二十巻、現万葉とほけ家持とその周辺の人々によって全二十巻、現万葉とほけ家持とその制図にかけて、大「万葉集は奈良時代の末から平安の初頭にかけて、大

という視点に立って、真正面から万葉集の形成・成立の陥り易いだけに、とくに、「平安から上を見上げよう」葉集」を見詰め、上代からのみ万葉集を見るという弊に集」は上代のものであるとし、「万葉集」からのみ、「万英 万葉の研究者は、ともすれば無意識のうちに、「万葉

水島義治

言い方もしているが、十一世紀後半、あるいは十一世紀という結論を出されたことはまさに注目に値する。問題に取組み、「現万葉集二十巻の成立は十一世紀後半」問題に取組み、「現万葉集二十巻の成立は十一世紀後半」

ど溯らぬ時期をさすものの如くである――と言えば、平は、「後捨遺集」の成った応徳三年(一〇八六)を、さほ末――氏の言われる十一世紀後半というのは、具体的に

九)正月一日、因幡の国庁に於ける饗宴の歌〕よりも三〇〇である「新しき年の始めの初春の」〔天平宝享三年(七五ると思うが、いずれにせよ「万葉集」収載歌の最後の歌安時代中期というよりは寧ろ平安時代後期とすべきであ

て、然も仮名文字によって国語の表現が自由になされる最終・最後の収載歌より三世紀以上もの長い時間を経年以上も後のことである。

も、これを主張する勇気は残念ながら私などは到底持ち え及ぶことではなく、又よしんば考え及んだととして より成る歌集が成立したという結論は、私などの到底考 全巻すべて漢字をもって表記されている二十巻 藤博氏 の二部より成るものとし、 万葉集第一 年頃の間で、それが、未完のまま大伴家持の手許 部 が :成ったのは天平十六年から天平勝 全体の成立過程についての

所説に対して聊か反論を試みたいと思うものである。 の一人として、氏の勇気にあやかり、励まされて、氏の

氏の主張を覆す自信はないのだが、万葉学を専攻する者 の中にもどうしても納得できない点が存する。と言って 得ないであろう。

山口氏の論証はきわめて精細であり、手堅い。

然しそ

官に没収されるや、

官廷に所属するところとなり、

が

手許に在り、延暦四年家持の薨後、

大伴家の財産が

整備された。しかし、万葉二十巻はその後も家持の 現今二十巻とほぼ等しい万葉集が家持の手によって 年以後、とくに宝亀八・九年の頃に至って、始め 部が成るに当って二十巻の統合が進められ、宝亀二 に伝へられたのであるが、天平宝字六・七年頃第二

仮名の発明は何のためであったのか

というのは厖大な数であると言わねばならない。又、⑴ 集」が二○○○首であるから、「万葉集」の四五○○首 集」が一一〇〇首、「後撰集」が一四〇〇首、「新古今 等しく二十巻と言っても、 (2)部立・分類 たとえば勅撰集たる「古今 (3)表記・書式 (4) 注 られているものである。 出されているが、大筋に於ては大方のコンセンサスが得 という要約は細部については勿論種々の異なった見解 「細部については」と言ったのは、たとえば同じく二部 るに至った。 平城天皇大同年間の頃、やうやく人々の間に知られ

記の内容(資料)等から「万葉集」二十巻の編纂・成立 経緯・事情が決して単純・簡単なものでなかったであ 「万葉集」二十巻を、ごくおおまかに、A巻一~巻十 (新撰) 部は天平十八年から天平勝宝五年までの間の撰 以下の四巻を第二部としながらも、契沖が第一部は天平 構成・両度撰を認め、共に第一部を巻十六まで、 のは宝字三年であるとするのに対して、徳田浄氏は第 十六年十七年、そして第二部をこれに加えて一書とした

六=第一部

(古撰)、B巻十七~巻二十=第二部

ろうことは推測に難くないところである。

収載歌の作歌年代

けて、全二十巻に手をかえて完成させた(第三回撰)とし (第二回撰)、そして宝亀八年正月から同九年正月にか 第二部は天平宝字三年六月から同八年正月までの 三次が坂上郎女、第四次・五次が家持(但し第五次は不確

代末期、これに最も深くかかりあったのは家持及びその が、いずれにしても「万葉集」二十巻の成立は、奈良時 久保正・小島憲之・伊丹末雄氏 等の 説 くところである 云々」というのは、折口信夫・山田孝雄・武田祐吉・大 「大伴家持の財産云々」、あるいは「平城天皇大同年間

ていることなどをさす。

1本撰 2 追撰 3 最終撰 (編) いる後藤利雄氏は、万葉の成立過程を 又「万葉集」の成立について、精細な論を展開されて

周辺の者であるとする点では概ね 一致して いるのであ

の三段階に分け、巻一から巻十六までの、巻十五を除く1本撰 2 追撰 3最終撰(編纂) 追撰3最終撰へ

十五巻が本撰で、これが第五次まであり(第一次撰(原撰

めても同十六年)。そしてそれぞれの撰者は、本撰第二次・ 暦四年の間。又、 巻十七以下巻二十の四四五六までで、天平宝字五年~延 第五次撰=天平勝宝二年~天平宝字三年)、追撰は、巻十五と 後。第三次撰=天平十二年直後。第四次撰=天平十六年直後。 原巻一・二)=大宝二年~慶雲四年。第二次撰~天平五年直 最終撰は延暦四年し延暦十三年(ゆる

> 十六年(七九七)とするのは「万葉集」が「続日本紀」 見るからであり、その下限を奈良時代の根本史料たる 七―四五一六) は家持没後の補遺・拾遺の部分であると 実)、最終撰が家持の妻坂上大嬢であるとするのである。 によって註記されていない点によるものである。 (七八五)からとするのは、巻二十末尾の 六○首(四四五 「続日本紀」の後半撰上の延暦十三年又は全巻完成の同 又『万葉集撰定時代の研究』(昭和十二年)、更に『万葉 後藤氏が最終撰=最終編纂を家持が没した延暦四年

亦、先にもふれたが「万葉集」は 集成立攷』(昭和四十二年)によって、「万葉集」の成立に ついて綿密・精細な考察を一層深めている徳田浄氏も 1第一次撰(巻一~巻十三と巻十六) 2第二次撰(巻十七~巻二十)

48

の存在を知らなかったのではなく、「まだ続日本紀がで よって註記しなかったのは、万葉の撰者が「続日本紀 と及び「宝亀三年勅撰の歌経標式は万葉集を見ずして成 立している事実がある」ことと、万葉が「続日本紀」に の三回の撰をもって成立したとし、撰者を家持とするこ

3 第三次撰(巻十四と巻十五)

某年である。………集が宝亀の年間に成立したとする て万葉集は宝亀三年五月から延暦十六年までの間におけ きぬ以前に集が成立したかろうであろう」とし、「かく る某年に成立したのである。これは二十四年間における 末期、 どんなに下っても「新撰万葉集」以前と考えられるもの いずれにしても仮名文字が広く行われるに至らぬ時期 あるいは平安時代に入ってからかも知れ

な いが、

特定することには問題が存しよう。 然し 誰 「万葉集」の最終的撰者を家持又はその妻坂上大嬢と かが (又は誰

ことは決して無稽なことではないのである。」している

言っても家持自らが最終的段階に於てまでかかわったと て関係が深かったとは動かし得ないであろう。然しとは は確かであるが、 定個人によって、同時に編纂が行われたものでないこと や表記の相違、 きない。ただ、全巻の構成(巻の立て方)、巻による分類 たちかが)、いつか編纂に当ったものであることは否定で 以後であることは勿論、 重載歌その他から見て、全巻が少数の特 同時に亦、それが天平宝字三年(七七 直接・間接に家持がきわめ

末尾とする歌集二十巻が一応の成立をみたのは、 れたにせよ、「万葉集」なる書名の、四五一六の歌を最 永遠の謎であろうが、後に如何ほどの切継 を最後に、家持の歌が一首も存しないのは 断定するものではない。 最後に、家持の歌が一首も存しないのはなぜなのかは天平宝字三年正月の因幡国庁の年賀の宴に於ける寿歌 ・増補が行わ 奈良最

> 崩す「草化」と、偏・旁・冠・沓などを取って全体に替 える「省文」という二つの方法によって生じた所謂 存したと考えるのは素朴・単純に過ぎるであろうか である。「新撰」という以上既に「万葉集」なる 歌 集が 真仮名(=万葉仮名)の草書体をなるべく簡単な字形に

体仮名」の発生は、訓点資料に関する限り、

収載されている五首の和歌がすべて草化仮名で書かれ 理統一の方向を辿り、藤原道長自筆の「御堂関白記」に 坪併治氏によれば正倉院聖語蔵・東大寺蔵「成実論」天長五年 写本の現存していない「古今集」なども、多くは草化 いることからみて、確実に撰進当時のものと認めるべき (八二八)点であるという)、次第に草化・省文 が(3) しい略体仮名を用いた文献で、 年代の明らかな最古の資料は大 二〇年から三〇年の間と推定されているが 〔略体仮名ら 徹底

歌にも省文仮名を多く用いたとのも存するから(醍醐寺 歌以上に草化仮名が徹底して用いられたに違いない。 たかどうかはわからないが、散文の世界ではおそらく和 名で書かれていたとものと推定されるのである。 和歌のみではない。どのくらい草化仮名が徹底し そ 15

49

五重塔落書三首)、真仮名もし くは漢字との併用も存した いずれにしても略体仮名の発明と発展がどれ り」とあるのである。 必ずしも「古今集」の仮名・真名の両序に「かの御

だろうが、

だけ国語の表記を容易るものにしたかは計り知れないも のであったことは動かすことはできない。 中国語の表記のための漢字を用いて、中国語とは全 なりにける。」「昔平城天子詔,待臣,命」撰万葉集。 よりこのかた、年はももとせあまり、世はとつぎになむ

体仮名の発達は国語表記に於てはまさに革命的なことで ける真仮名の使用から次第に発展したものとは言い、略 何に困難なものであったか。この意味に於て、前代に於 彙のすべての点に於て異なる日本語を表記することが如 く、言語としての系統も形態も、従って音韻・語法・語 八・九九七)「……………」〔清輔本「ならのみやと」、 おける楢の葉の名におふ宮の古言ぞこれ」(「古今集」 巻十 の資料としてよく引かれる文屋有季の「神無月時雨降り 「ももとせ」などの数字や、万葉の撰定年代に触れた最古 来、時歴、十代、数過、百年。」とある「とつぎ」「十代」、

あったと言えるのである。 のは、確かに十一世紀末、応徳三年(一〇八六)に成った さて、「万葉集」が二十巻と明確に記されて登場する

に違いない。然し、「後拾遺集」の序には 「後拾遺集」の庁に於てである。おそらくこれは正しい らのみかどは万葉集廿巻をえらびてつねのもてあそ ……このことけふにはじまれることにあらず、な

らのみかど」が「えらびてもてあそびものとしたまへ と、「万葉集」が二十巻であることと共に、それが「な をかくしてかたきをあらはせり、そのかみのことい びものとしたまへり、かのしふの心は、やすきこと まのよにかなはずしてまどへるものおほし……… の解説に於ても「『万葉集』が『二十巻』とはっきり記 ものとして引用している中西

平城朝成立説を固執するものではないが、山口氏が「後 顕昭注の本文では「ナラノミカド」)に こ だわって、 万葉集

50

撰上・奏覧の翌年更に目録に添えて奉った「目録序」に **捨遺集」の仮名序、そして撰者藤原通後が、「後拾遺集** うわけでもないから、「ならのみかど」とあるのは、「後 を取り上げて、「勅撰集の序だから嘘は書かない」とい 拾遺集」序に、はじめて「万葉集廿巻」とあることのみ

とあるをもやはり撰者の虚構なりとして無視されるので あろうか。そう言えば山口氏が「考えを一にしている」 修二万葉集、花山法皇、撰二拾遺抄1…

須叟命日、倭訶者、

我国習俗、世治則與、

進氏の『万葉集原文付』()

やっと十一世紀末、応徳三年 殆どそうであるように現存しないのであるが、 言うまでもない。つまり「万葉集」の原本は他の古典 「万葉集

はやはり何もふれられていないのである。 と述べているだけで、直上の「ならのみかど」について されて登場するのは、 (一〇八六) になって、『後拾遺集』の序文なのである。 いったい、仮名文字の発明は何のためであったのだろ の原本がすべて漢字のみで表記されたもので(白文)あ

うか。かなり急ピッチと見るべきか、あるいは徐々にと

るが、仮名が広く流布し、「凌雲集」「文華秀麗集」「経 言うべきか、いずれにしても種々の過程を経て草化仮名 国集」の所謂勅撰三集に代表される唐風謳歌の時代に訣 省文仮名が次第に発達・定着の方向を辿ったと思われ

別を告げ、かわるに国風文化が勃興し、隆盛をきわめる に至り、勅撰和歌集が次々と撰ばれた平安中期以後に、

なんで折角苦心して作った仮名文字を用いずに、わざわ ざ面倒な漢字を用いて、すべて前代に成る多数の和歌を

本など平安中期のもので、何れも巻子本、桂本は巻四の約 なのである。 表記する必要が存したろう。漢文ならいざ知らず、和歌 現存の「万葉集」は、最も古いものでも、桂本・藍紙

三分の一、藍紙本は巻九の約五分の一、ほかに巻一・九・十・ 本願寺本であるが、これは鎌倉後期の写本であることは 十・八の断簡)、所謂訓を別提せる本である。 のものは、 訓を漢字の傍に附してある大和綴二十帖の西 完本で最古

> ること、そしてこれがまだ仮名文字が創出されない時 に於て成されたものであることは、全く疑うべくもな

の他の正史及び「類聚国史」はもとより漢文であり、「神 から用いようにも用いようがなかったのである。 事で今更贅言を要しないであろう。仮名が存しなかっ 尤も、仮名が用いられ始めてからも、「続日本後紀」そ

延喜六年(九〇六)・天慶六年(九四三)の三回の竟宴歌 れている。和歌についてもたとえば元慶六年(八八二)・ 楽歌」「催馬楽」その他の歌謡の 歌 詞 も真仮名で表記さ

51 -

寛平五載秋九月二十五日……」とあるによれば八九三年成立) の収載歌(久曽神昇氏の謂われる「原撰本」によれば上巻は 集」上下〔菅原道真の作と考えられる上巻巻頭の序に 貞親王家歌合」を加えて歌集の 形に 纒めた「新撰万葉 である。又「寛平御時后宮歌合」を主とし、これに「是 用いている。然しすべてといってもその歌は短歌八三首 を収めた「日本紀宴和歌」などはすべて平仮名と漢字を

に倣って漢字をもって表記している。然しこれとて総数 和歌一一九首と、これにそれぞれの和歌の要旨を漢訳した七言 絶句を添え、下巻は和歌だけ一〇九首〕もすべて「万葉集」

二〇〇余首であって、「万葉集」の四五〇〇首とは 襲しているものの決して「万葉集」とは同一ではないの すべくもない。その表記・用子は確かに「万葉集」を踏 比較

真仮名の草書体に当る「草(さう)」のみならず、 草化

草化仮名が省文仮名による和漢混交文よりも優位) 下にあっ 至った状況(散文に於ては少なくとも院政中期に入るまでは (をんなで)」が、 層進んで今日の平仮名に近いまでにくずれた「女手 和歌のみならず散文にも用いられるに

漢字で書かれた草稿(「新撰万葉集」の序によれば「文句錯乱」 四五〇〇首を平安時代に書いたのではなく、奈良時代に 全く存しなかったと考えるのが自然であろう。又若し、 て、四五〇〇首もの歌を、わざわざ漢字で表記する必要は

ものではなかろうか。 これも納得できない。仮名に書き直すという意識が働く 「字体雑糅」 した) をそのまま編 集したと言うのであれば

山口氏は「一〇三五年には万葉集の巻数は二十巻と書

あったろうか

るが、治安三年(一〇二三)四月、三条天皇皇女禎子内親 です。」とされる。これは「万葉集」二十巻の成立は一(4) る。一〇三五年は長元八年で「栄花物語」成立の頃であ 〇三五年から一〇八六年の間と言わんばかりの口吻であ けなかったが、一〇八六年には、二十巻と明記されるの

> 風が書きたる万葉なんど添へて云々」とあって、「古今 二十巻、御子左(兼明親王)の書き給へる後撰二十巻、道 物についての記述の中に「貫之が手づから書きたる古今

王の御裳着の時に、太皇太后彰子から禎子に対する贈

なかったからだと氏は考えるからである。これは「万葉 集」「後撰集」は二十巻とあるが、「万葉集」には巻数が 書かれていない。これは当時「万葉集」はまだ二十巻で

集」も二十巻であるから「古今」「後撰」と共に二十巻 えられないだろうか。 と書いたから「万葉」も二十巻と書くのを省略したと考

多く後に増補したと考えられている巻十七以下の四巻

意図・方針で、どうして当時から見れば過ぎ去りにし古 は、天平二年(七三〇)から天平宝字三年(七五九)まで が作られてから二百年も三百年も経た後、 の(若干古歌をも含むが)六二七首を含むが、これらの歌 誰が、どんな

り、それを懐しむ意識が存したに相違ないが、近世に於 物語の発生の要因の一つには、貴族たちの黄金時代が去 き時代の人々の歌を呼びもどし、増補・完成する必要が 平安後期に於ける「栄花物語」や「大鏡」などの 古代的生への憧憬、古代への復帰などというポイナス・ビオス

う思想や意識などはさらさらに存しなかった時代、然も

ける如き、

→十二巻→十三巻 (灌頂の巻分立)、と増補改訂。 段を獲得した時代である。「平家物語」が、三巻→六巻 幾度もふれたように、折角仮名文字という国語表記の手

別に二

相違ないのである。

集」「新古今」の三集であるが、「万葉集」の場合は、あ しているのとは性質を異にしているものである。 八代集のうち序を持っているのは、「古今集」「後拾遺

十巻本 (長門本) 及び四十八巻の 「源平盛衰記」を派生

れだけの大きいものであり、全く前時代のものであるだ けに、もし謂う如く「巻子本のおおよその順序は定まっ

をさして溯らない時期に二十巻に整えたのであれば、た た二十巻の形とはほど遠い状態」のものを、一〇八六年 ていても題簽もなく、巻別記入もなかった」「整然とし

とえ勅撰たらずとも、編纂の意図・経過など序として述 べられてあって然るべきだと思うがどうであろうか。

年余ということになる (平城天皇の在位は僅か三年であっ

であろう。さすれば「万葉集」二十巻は、家持没後二十

「後拾遺集」序に言える「ならのみかど」に平城天皇

源順・紀時文・坂上望城等所謂「梨壺の五人」が、「後 ついての源順の逸話と、 天暦 五年(九五一)宮中の昭陽 「石山寺縁起」(「続群書類従し) に見える「左右」の訓に (梨壺)に撰和歌所が 置かれ、中臣能宣・清原元輔・

> 加えるという作業よりも、 集」の巻を整え、題詞・左注を新たに付け、新たに歌を 事したことを思い合わせれば、平安朝に於ては、「万葉 撰集」の編纂のほかに「万葉集」に訓点を附す作業に従 訓続することが主であったに

も平安時代初期には成立していたと考えられる『万葉集』 的研究』の冒頭に於て「奈良時代後期、どんなに遅くて 私はこの四月末出版予定の拙著 『万葉集東歌の国

るものは平安中期に成った『桂本万葉集』以下の写本云 二十巻の原典は今伝わらず、現在我々の見ることのでき 々」(第一章第一節)と述べたが、 これは呪縛にも似た先

東歌の14は果して平安時代の増補か

Ι

る。 葉集十一世紀後半成立説の有力な根拠の一つとなってい 考えられない歌」が存するということが、 「万葉集」には「平安時代になって 加えられたとしか 山口氏の、万

その加えられたものの数にもよるが、やはり「万葉集 明らかに平安時代に加えられたものがあるとすれば、

53 .

入観――万葉集奈良後期成立説――にとらわれた、上代

からのみ「万葉集」を見るという誤りの故であろうか。

の成立は、その歌の加えられ以後ということになるのは

②「に」(伊弖児多婆里尔)

当然である。

山口氏が平安時代に加えられたとする歌は、巻一巻尾 (4)「ひりふ」〔伎弥之美弖婆多麻等比呂波牟〕 三00

六○首であるが、とれは氏が明らかにしているように、 (5) (八四) の長田王の歌と、巻十四東歌の約四分の一に当る ⑤「かくる」(下二)(都久波夜麻可久礼奴保刀尔) 三元元 .可久礼之伎美乎於母比可祢都母〕 ||言言

東歌の語彙・語法・用字及び上代特殊仮名遣の違例等に ついての検討・考察の結果、東歌には平安時代的な要素 (7)「賜ふ」(下二)〔美都乎多麻倍奈伊母我多太手欲〕 | | | | | | (6)「ことのへ」〔宇都世美能夜蘇許登乃敝〕 | | | |

(8)「しまらく」 (思麻良久波祢都追母安良牟乎) | | | | |

(9)「る」(受身の助動詞)〔可奈之久於毛波流留可毛〕 三三

川一已然形かも」 個「しむ」(尊敬の助動詞)(可里波祢尔安思麻之牟奈) 三九

〔与志奈之尓許具良米可母与余志許佐流良米〕三三0 許曽能左刀妣等阿良波左米可母〕三至丸 西良思馬伎那婆都良波可馬可毛〕三三七

- 54

る平安時代的性格について」(『春日和男教授語文論叢』桜楓社

工藤氏の所説は、「⑴万葉集巻十四の語彙・語法におけ

る。従って若しことで工藤氏の見解に反論できれば、 るであろう」とする工藤博子氏の見解に基づくものであ 期は、「現在、一般に考えられているよりももっと遅れ

Ш

が多分に含まれているから、この巻の最終的な編纂の時

口氏の主張の一角が崩れることになるわけである。

昭五三・一一) ②「万葉集巻十四に於ける平安時代的性格

(12) がに」

―用字と上代特殊仮名遣をめぐって――」〔「語文研究」第五

の言う如く東歌のみに用いられている平安時代的性格の が指摘しているものであるが、(1)~12のすべてを工藤氏 右のうち(1)(2)(3)は既に岩波の古典文学大系本『万葉集』 〔布流久左尔仁比久佐麻自利於非波於布流我尔〕 [5]三

すべき「だに」は、「大系本」が挙げている「汝谷裳」へ ものとすることには問題がある。 (1)だにし 「さへ」の意味に近い「マデモ」と訳

壹

な事象」であるとしているのである。 の二篇にみられるもので、氏は①に於ては「万葉集」 二・五三号 昭五七、六

うな諸例を挙げて検討し、これらはすべて「平安時代的 ①「だに」〔宇麻具多能祢呂尔可久 里為可久太尔毛〕 東歌にのみ用いられている語彙・語法として次のよ

〇一一八二三)のほかに「如是谷裳」(一一一二五四八) あるから東歌のみのものとは言えまい。それに副助詞 Ь

時代に先駆けた語彙・語法などとは言えないと思うもの る語であり、「……マデモ」の意はこれより派生したも のであるから、これを平安時代的性格のものとか、 テ……ダケデモ」の類推・最少限の希望の意で用いられ ゙゚だに」は平安時代に於ても上代同様「……サエ」「セメ 平安

氏自身「この歌を新しい語法の例とするには慎重を期す ②「賜りに」の「に」 とれにも勿論問題があり、

はできない。 のみに用いられている平安時代的性格のものとすること べきかもしれない」と言っているが、これも早計に東歌 (3) めり」 きわめて厄介な語で、「馬利」が ブメ

東歌・防人歌には「ヌノ(布)」→「ニノ」、「ムタ(共)」→ えざるほかはない。又まさしく東歌のみに一例のこの語 リ」としか訓めないとすれば、これこそ平安時代語と考 の「めり」と同語であると断言できないとする見解は、 の上接動詞の活用形が連用形であるをもって、平安時代

「ミタ」などのu→iの転訛が「勝つ」→「勝ち」のほか

にも四例認められることから否定されな けれ ばなら な

ただどうして平安時代に用いられた「めり」が東歌

の中に存するかであるが、 奈良時代における助動詞 福田良輔氏は 「めり」の唯一

事例

うのではなく、奈良時代すでに中央語系にも少なく り」が、平安時代なってに中央語系に伝播したとい 文学語や訓続語の中に浮かび上ったものと思われ とも庶民語の存在していたのが、平安時代になって に現われているのも、東国方言に限られていた「め 連用形に付くという古い語法の形で、 巻十四の東歌

とされる。これに対して工藤氏は中央の資料に「めり」 る6

しくめる」(九四六布留今道)などであるとし、布留今道 は「古今集」の「流るめり」(二八三よみ人しらず)、「風ぞ

は大体九世紀中頃から末にかけての人と知られるから、

好キ意有メルヲ〕七ウ六、「通フメル」一ウ六)、 和文資料で

55

が現われるのは、訓点資料では「遊仙窟」康永点(「既ニ

「めり」は一応、九世紀初期から中期にかけて都で使わ が越中守であった天平十八年から天平勝宝三年(七五一) 持による巻十四の整理及び書き改めを行ったとする、彼 れ始めたと考えてよさそうである。とすると福田氏が家

説明にはかなり無理があるように思われる。 には半世紀以上の隔りがあることになるから、 までの五年間と、中央の文献に「めり」が現われるまで 福田氏の

この矛盾は

「中央の文献に『めり』が登場する時期とほぼ同じ頃に 東歌の一部分が万葉集に収録された」とすることによっ つ たのか、

平安期のめりに破綻なく結び付くように思われる。」とす(8) て解決し、「このように解してこそ、東国方言『めり』は るのである 氏は「新たに蒐集され増補された東歌」「中 央の文献

める、収めるという意味で、新たに作られたものの意でう語の普通の用いられ方からすれば、既にあるものを集 が万葉集に収録された」と言われる。蒐集とか収録といに『めり』が登場する時期とほぼ同じ頃に東歌の一部分 のである。 時代になって東国で作られた歌なのだということになる む東歌(三四五〇)は実は奈良時代のものではなく平安 は平安朝になってから出来た語であるから、との語を含 はない筈である。然し氏の考え方は究極的には「めり」

「勝ちめり」と上接の動詞の活用形を中央語とは変えて、 わざわざ一字一音の万葉仮名で表記しなければならなか れた歌を然も折角仮名文字が用い始められた時代に、 のナンセンスということになろう。新たに蒐集・収録す めり」が中央から東国に伝播し、それを用いながらも 即ち増補ならわかる。然しどうして平安時代に作ら 別な意味で厄介であるが、私はこう考える。 るが猶検討を要する。

とうなれば万葉集家持撰・奈良末期成立説などは全く

でいるものである。これは一層この歌が「平安時代の資 遣の違例を二語 後にもふれるが「めり」を含むこの歌は上代特殊仮名 私にはどうしても理解できない ——「乎具佐受家乎」「那良敝」-

時代東国に於ける同様中央にあっても、少なくとも庶民 東歌の「めり」については、私は福田氏の如く、 56

代特殊仮名遣の違例は中央語に於ける甲類・乙類の混乱

ろうが、私は全く逆であるる。

東歌や防人歌に於ける上

料と同列に置くべき」とする根拠に工藤氏は考えるであ

の結果でもその反映でもなく、語形変化を伴わない

転訛であると考えるからである。

が接したもの。従って「め」に上接している四段動詞 っとすれば「め」(「む」の已然形)に、完了・存続の「り」 勝ち」は未然形「勝た」の訛りとひそかに考えてはい

早く東歌の中に姿をとどめたと考えるものである。

の間では用いられていたに違いない。ただたまたま一足

っても猶用いられているものであるだけに「めり」とは 古文に至って消滅したのに対して「ひろふ」は現代に至 歌に未然形一例存するのみである。「めり」が近世の擬 (4) ひろふし これも「めり」 同様全くの孤 が例で東

ろふ」は平安朝以降の「ひろふ」ではない。ⅰ→οの転 の意から見ても問題があるから確実な例とはし難 ⑥ ことのへ」

訛で、それがたまたま平安朝以降の「ひろふ」と語形と 「乙(来)がたに」「隈越そ」又、巻二十の防人歌には格 東歌にのみ出ている「虹」は、「ノジ」であり、 ほかに 一致したに過ぎないのだと。「万葉集」には僅か一例、 勢物語」三、「後撰集」二七、「源氏物語」五二、「蜻蛉日記 やはり平安時代以降かなり見られる(「竹取物語」一、「伊 はなるが「言の上」の「うへ」の上略ともとれるが、 これは「言の重」、又仮名違い

→ヒロフという転訛は考えられることである。 助詞「に」が「の」となっている例もあるから、 「隠る」は「忘る」「触る」「乱 ヒリフ 氏は、 る小野貞樹に贈った歌(七八二)や、これとほぼ時代を同 八ほか)「言の葉」の訛りと見るのが穏当であろう。工藤 小野小町が貞観二年(八六〇)肥後守になってい

(5)「隠る」(下二段)

れをもってこの語を持つ二首を平安時代に増補されたと が三例で、この三例のうち二例が東歌に存する。然しこ く、「万葉集」には四段のものが一四例、下二段のもの る」「忘る」「分く」のように四段に活用するものが古 から六歌仙時代にかけて用いられたことがわかるとし、 にこの語があることから、これは古今集読人しらず時代 じくする藤原因香と源能有との贈答歌(七三六・七三七) 57 -

「詩歌の作品や、言語の表現一つ一つを葉に見立てた雅 朝語であるというのであろうが、平安朝に於ける如 指摘している。「コトノへ」と訛っていてもやはり平安 係で「繁し」を引き出している点が共通していることを ば事のはしげき」と発想を同じくし、共に葉との縁語関 更にこの語を含む東歌は「古今集」九五八の「世にふれ

は注意すべきことではあろうが、もう一例の巻十五の歌 することは諾えない。三例中二例までが東歌にあること

った葛井連広成の近親者と考えられる葛井連子老の作 ――伝未詳であるが養老三年(七一九)に遣新羅使とな

「コトノへ」と訛ったとは考えられないだろうか。 「めり」の如く上代の東国にもこの言葉が存し、それが (7) 賜ふ」(下三) 「多麻倍」の「倍」は乙類である

語として」の意識はまだなかったとは思うが、やはり

尤も「堀河本」には「人めにかかる」とあり、一首全体 から下二段「たまふ」、 即ち「いただく」の意の謙譲の

二九

事のわびしさ(中院本一〇一八、天福本・貞永二年本一 あふばかりなくてのみふるわがこひを人めにかくる 集」に次のような例がある。

はどう説明するのか。

四段「隠る」は「後撰

う解するのが最も無難であるとしながらも、『澤瀉注釈』 動詞(未然形)として問題はない筈であり、 工藤氏もと

る」としている。然し氏が「賜へ」が下二段の未然形を に倣い「集中他に確実な例を見出せないのが不都合であ

解することに何ら躊躇を感じないとして引用した佐伯梅

友氏が挙げられた「続日本紀」宣命(第卅八詔、天平神護

保

尔多麻

倍恵良

佐

」

と

そ

上代

に

下

二段

の

譲

譲

動

詞

「

給

ふ

」 が存在したことの確例ではないだろうか。この「多麻倍. 元年(七六七)一一月二三日)の「黒紀白紀ヵ 御神ヲ赤丹ヵ

らかに「たまへ」と訓むべきであり、上代に於ける下二 から同じく第四六記の「御酒食僧恵良皮」の「食産」は明

「たまふ」の存在は確実である。東歌の「賜へ」は未然

代に下二「たまふ」の存在が確認できれば十分である。 形であり、宣命の二例は連用形ではあるが、ここでは上 (7)しまらく」 これも確かに集中には東歌に一例

ましく」と「しばらく」の中間に位置するとは言えよう く」の転じたものと考えられるから、「しまらく」は「し 一七(うち仮名書き四)である。「しばらく」は「しまら のみで、他は「しまし」八(うち仮名書き三)、「しましく」

すべて「シバラク」であるという。「シバラク」はまさ点「具也(9)。」などを古い例として、平安中期点・後期点は 天曆点「少」、「石山寺本法華経」玄贊点 「 乍 」、あるいは「西大寺本金光明最勝王経」平安初期 に「シマシ」「シマラ」がまじるが「小川本大乗掌珍論 (天暦頃)

ている「しまらく」はどう考えたらよいのか。 なかった「シマラク」、そして東歌にただ一例姿を見せ と転ずる前の、訓点語としてはどく短い生命しか保ち得 しく漢文訓読特有語なのである。とすれば「シバラク」

代に於て「しまし」「しましく」と同様に「しまらく」な ク」を用いたものでは決してない筈である。おそらく上 いた。然し東歌の「しまらく」はこの訓点語「シマラ 「シマラク」は平安初期に於ては訓点語として生きて

58

こ一例に過ぎない」と言うが、次の例なども明らかに自 詞としては『ゆ(らゆ)』が広く用いられ、集中では、こ る語が存したに違いない。 (9) るるし 工藤氏は「奈良時代自発を表わす助

発の意のものである。 鳴く鳥の止めば継がるる(継流)恋もするかな(三ー

相見ては面隠さるる (面隠流) ものからに

もごく早い時期の古点本には殆ど「シマラク」で、これ は辛うじて「源氏物語」に一例を見えるだけである。尤 が、平安時代の和文では「しばし」だけで、「しばらく」

然も「思ふ」に下接する場合には、前行する母音(ö) かに奈良時代には「ゆ」「らゆ」、が広く用いられ、 立てば継がるる〔継流〕恋もするかな(十一一二六七五) ましむな」とし、「しむ」を使役に解しても不都合はな 疏』『大系本』その他)、「類聚古集」以下の多本に従い「

に同化されて「は」が「ほ」となり、「思ほゆ」(ヤ下二) い(私注」『全集本』)。

見ら れる (例えば「枕草子」には見えないが「古今集」に一 なることが多く、平安中期までの和文には勿論訓点にも 体漢文と片仮交りの文の類だけであり、 築島裕氏によれば、「しむ」を尊敬に用いるのは、 然も「しむ」が

取の時期を平安の中後期まで下げる必要は存しないので使役と解すべきかも知れない。無理に尊敬と解して、採らしいと言うから「安思布麻之牟奈」として「しむ」を尊敬に用いられるようになったのは、比較的新しいころ体漢文と片仮交りの文の類だけであり、然も「しむ」が

東歌に三例のほかには巻二十の防人歌に二例 [四三七] 『の如き、已然形に承接して反語的意味機能を表わす例は〇)、「弦はかめかも」(三四三七)、「顕さめかも」(三五五九)はないか。

59

あったからと言って、これを平安時代的性格の語法と言は少ないと言えるから、たまたま東歌に「思はるる」が接する助動詞は「む」「ず」「まし」などが多く、「る」

えるかどうか私は疑問である。

いわけではないが、「思はーる」の形は少なくとも「古五、「源氏物語」に二七など)。勿論「思はーゆ」の例もな

今集」などには存しない。もともと「思ふ」の未然形に

かも)「古子集」とう見んているうのである「古人を印之岐世女加毛奴比支世女加毛」(汝着せめかも、縫 ひ着せめと言えよう。この形は「催馬楽」の歌詞にも 見え〔「万くなめから。」のみであるから東国語に見られる特殊な語法

けるかもの用法が行われていたのであるが、文献に現わも奈良時代から、少なくとも庶民語の中に東国方言におれについて福田良輔氏は、「めり」と 同様「中央語系でぎて今を忘ひざらめかも」序、「わが恋ひめかも」六六四〕。こかも)」「古今集」にも見えているものである(「古へを仰かも))「古今集」にも見えているものである(「古へを仰かも))

あるが(『澤鴻注釈』『佐佐木評釈』『窪田評釈』『全釈』『東歌麻之奈牟「(「足踏ま・し・な・む」)とする本が多いわけでれを「踏ましむな」と解すれば「しむ」に尊敬の意を認外の写本がすべて「安思布麻之牟奈」とあるによってこ外の写本がすべて「安思布麻之牟奈」とあるによってこめなければならないことになる。奈良時代のものとしてめなければならないことになる。奈良時代のものとしてめなければならないこと解すれば「しむ」に獲って「安思布成之牟奈」とあるが(『澤鴻注釈』『佐佐木評釈』『窪田評釈』『全釈』『窪田評釈』『窪田評釈』『窪田評釈』『窪田評釈』『窪田評釈』『窪田評釈』『全釈』『楽田評釈』『全釈』『東歌ないでは、「一世の東の「一世のでは、「一世のいいは、「一世のでは、「世のでは、「一は、「一は、「一世のでは、「一は、「一は、「」」」」は、「一は、「」」」は、「一は、「「神のでは、「は、「」は、「「は、」」」は、「は、「「神のでは、「は、」」は、「は、「は、「は、「は、「は、」」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、

層

あろう。

伝播したと見る方が無理がない。」とし、工藤氏れなかったためであり、平安時代になって、上流 はこれ

を及ぼした」と解するのである。私は「催馬楽」夏引の 語の中に存在し、それが東歌にも新しい表現として影響 を否定し、「古今集読人しらず時代の早い時期に」「中央

歌詞は福田氏の如く八世紀の頃の東国地方で作られた民

影響を及ぼした」と言うが今日とは異なりマス・メディ 謡に発しているものと思うし、第一「新しい表現として

らのものならば、「め―かも」という中央の語法に直し るためにはかなりの時間を必要とすると思うのだが、い ったい東歌がなんでその頃作られたのか。若し、古くか

めたとは言え、それが東国に伝播して歌の中に用いられ

アの全くなかった時代である。たとえ中央で用いられ始

るためにはそれ以前にかなり長い時間があったことだ たというのか。一つの語彙なり語法なりが文献に定着す 文献に残らないものが量的にかなり存したであろう

ことは決して無稽な想像ではあるまい。

の例をも含んでいるのであるから、 じたもの」と見るのは防人歌の二例だけではなく、 としているが、鶴久氏が「連体形の語尾母音が乙eに転 猶、工藤氏は「防人歌の二例は別箇に考察すべきか」 東歌の例だけ取り上 東歌

げて結論を出すのは厳密さを欠くと言わねばならないで

がに」(三四五二)の「がに」は上接語が連体形である上、 (2)連体形承接の「がに」 東歌の「生 S ば 生ふる

意味の上からも程度・様態も表わすとは解せない。そこで

者見蟹」(上冬5)、「古今集」に「道まがふがに」(三四九盆室にがに」の訛りとして来たが「新撰万葉集」に「人

在原業平)、「かへりくるがに」(八二九小野篁)など希望 目的を表わす「がに」が出る。 篁は仁寿二年(八五二)

紀初期から中期にかけて都で用いられたこの語法が東国 れるのである。 に没している。という理解の上に立って工藤氏は「九世 へ移入されて後に、 東歌三四五二は成立を見た。」とさ

助詞)か定め難いが、工藤氏はいずれをも終助詞と解 とも一致するし妥当であると思うのであるが、どうし 希望・目的の意のもの(終助詞)か、程度の意の語 たことは、服部一枝氏が細かな検討の上に出された結論

の上からは終止形・連体形のいずれか判別できない

「見るがに」「まがふがに」の「見る」「まがふ」

が形

語には「い~→いひ」(家)、「か~り→かひり」(帰り)、 平安中期まで下げなければならないのであろうか。東国 「島かげ」→「島かぎ」(島陰)、「かねて」→「かにて」の如き

明らかなへ(e)→(i)>の転訛が存在するのに、どうして東

60 ---

ないのであろうか。歌の「かに」は「かね」の訛ったものと認めることをし

因に服部氏の述べるところによれば、「万葉集」には、

は、動詞や助動詞「ぬ」の終止形に承接して、「√スル「がに」が全部で一○例用いられている。このうち九例

В

る接続助詞又は副助詞を認められるものであり、他の一ホドニ」「~しそうに」の意味を 表わす連用修飾語を作

ものと考えられている。「がね」は「万葉集」に一四例、来に期待し推量する意を表わす終助詞「かね」の訛ったこれは動詞の連体形について、「₹スルダロウ」と、将例は上一段動詞「生ふ」の連体形についているもので、

一方「古今集」には「がね」はなく、「がに」がいずれも動詞の連体形に承接しているものである。

の三例あって、'イイ回は「万葉集」の「がね」に相当する(ハ)ひともみるがに山かづらせよ)

(イ)道まがふがに

印かへりくるがに

集」の「がに」に相当するものと、「がね」に相当する続助詞。従って「古今集」にお ける「が に」は 「万葉もので終助詞。(イ)は「万葉集」の「がに」そのもので接

次に東歌の用字と上代特殊仮名遣についての工藤氏の

ものに分類されることになる。

A(1)家持的な用字のもの 民解についてであるが、氏は東歌の表記

(1)「西・斯・抱・馬・提」等の仮名を用いるも2(3)「都」を清濁両用仮名として用いるもの(22)(2)第十五の用字に近似しているもの

て、平安寺代内な要素を含むもりであることする。そし要素を持つものであり、B類は、A類とは性格を異にしの二類四種に分けられるとし、「A類は、奈良時代的な

てA類に属する⑴⑵③の表記には上代特殊仮名遣の違例て、平安時代的な要素を含むものである」とする。そし

仮名遣の違例を多く持つというととなのであって、漢字「平安時代的要素を多く含むもの」というのは上代特殊反映していると見るのである。つまり氏に於けるB(1)の央語の、B(1)類には平安時代の中央語の音韻がそれぞれが多く見られるが、これはA類には奈良時代に於ける中が殆ど認められなく、B(1)類には上代特殊仮名殆の違例

61

は平安時代に増補されたものであるとするならば、たとる歌の殆どが平安時代の音韻の反映であり、従ってそれな特色のことではないのである。

「新撰万葉集」、又一〇首程見える「日本霊異記」などのをもって表記されている「日本紀竞宴 和 歌」 あるい は

えば次のような東歌はどういうことになるのか。 C∑→甲

回さ衣の小筑波嶺ろの山の岬

忘ら来ばこそ(古曽)汝 を懸け〔可家〕なはめ〔賣〕(三品常陸) C (乙→甲) C (乙→甲)

②上毛野伊香保(伊可(抱))の嶺ろに降ろ雪 B A A 4 一の行き

③何故と言へ〔伊敵〕かさ寝に逢はなくに真日暮れり。 で〔乙→甲〕・野〕 過ぎかてぬ〔可(提)奴〕妹が家のあたり(置三上

て宵なは来なに明け〔安家〕時来る B_C(∑→甲〕・Bと (三気)未勘国)

る。

国水久君野に鴨の匍ほ〔波(抱)〕のす児ろが上に言緒 A B B

きもの、Cは上代特殊仮名遣の違例を示す。因に私は古 は古代東国特殊語もしくは東国に残存せる古語とおぼし は仮名遣の違例は含まないが、所特殊字母と目される 抱」「提」を含むものである。語の右肩のAは訛語、B ②以外は上代特殊仮名遣の違例を含むものであり、②

代東国をこの三つに分類するものである。

「イヒ」、「ユキ」(雪)が「ヨキ」のように語形までは変 化を及ぼすに到らない弱い転訛、やほはり転訛の一種と は、少なくとも古代東国語に関する限り「イヘ」(家)が して把握すべきであると考えるもので、この点一般の考 東歌及び防人歌に於ける所謂上代特殊仮名遣の違例

て把握すべきではないかとひそかに考えているものであ 般は、乱暴に過ぎるきらいにあるが広義の転訛現象とし え方、又、工藤氏とも見解を異にする。古代東国語に関 する限りと言ったが、あるいは上代特殊仮名遣の違例全

く、中央語における言語現象の結果」であり、「巻二十 て、東歌に於けるものは「東国方言の顕現としてではな 同じ上代特殊仮名遣の違例を工藤氏が亀井孝氏に倣

とは残念ながら理解しかねる。確かに夙に亀井氏が指摘 されたように東歌と防人歌とでは違伝例の様は決して同 の防人歌の混用例とは、全く性格を異にする」とするこ

は疑問である。 ているように大きい区別・差異があると言えるかどうか 一ではない。然し亀井氏が言い工藤氏がその通りに従っ 工藤氏は東歌に於ける上代特殊仮名遣の違例数を、B

(1)類即ち「西・斯・抱・馬・提」の所謂特殊字母を含む

歌三六首に十一首十五例、そのほ かの (A(1)(2)(3) のも

安時代以降に属すると言えそうである」としているが、 これは仮名遣の違例のあるものはすべてB(l)のように平 とで又疑問になるのは、「混用例のかなりの部分は、平 のを含め四五例と数え音節別種類別に表示している。

歌に近い。が「キ・ヒ・ミの場合になると、東歌は防人 おける甲乙の混乱が相当に見られる点では、東歌は防人 人歌における違例数は全然示しておらず、「ケ・ヘ・メに

安期に増補されたものというのかということである。防

朴に、東国的とは、いいがたい。東歌は、東歌という、 歌に遠い。」という亀井氏と、これに基づく亀井氏の「現 形の東歌は、かかる混乱の露呈においては、もはや、素

であるが、防人歌における違例についての説明が十分な ととらえるべきである」とする結論を導き出しているの の顕現としてではなく、中央語における言語現象の結果 いう指摘もしくは主張を当を得たものとして、「とすれ 特殊な一 東歌にあらわれる特殊仮名遣の混用例は、東国方言 個の、貴族たちの文化財だったのである。」と

の如く、「抱」「西」などの特殊字母が用いられ、然も特 の納得できない。 されなければ、 ところで先に国し⑤の歌を挙げたのは、 何故両者が「全く性格を異にする」のか たとえば国国

代東国語特有の接尾語)や「なふ」(打清助動詞)・「崩岸辺」 代の音韻がそのまま反映し、従って平安時代に増補され たとされるものの中に、どうして「児ろ」(「ろ」は全く古 殊仮名遣の違例を持つもの、 即ち工藤氏に従えば平安時

だけではない。「匍ふ」…「匍ほ」、「行くなす」が「行 どのす」とやはり中央語には全く存在しない訛りがなぜ まま入っているのかと問いたいからである。東国特有語 のような、平安時代の中央語には全く存しない語がその

立つもので、 ろ」「雪」という訛語を有し、国国はA・B・C即ち訛語 中には東国語特有の接尾語を持つ「嶺ろ」、そして「降 ものである。「なふ」は東歌に於ける語法の中で特に目 東国特有語及び特殊仮名遣の違例の三つが含まれている 全く東国語特有の打消助動詞で

\$	
な は ③	未然形
な な に な ① ④	連用形
な ふ ⑤	終止形
の な へへ ① ④	連体形
の な へ へ ① ④	已然形
	命令形

70

増補されたものと工藤氏はするわけであるが、この歌の

又、②は「抱」「提」が用いられているから平安時代に

そのまま表記されているのか

防人歌にも連用形「なな」三例、「なふ」一例見える。 のように活用するものである(〇で包んだ数字は用例数)。

(おそらく「なは・なひ・なる・なふ・なへ」と活用したもの 三六首の中に五首、国はその中の一首なわけである。 「のへ」と転訛したものであろう)。 全体で二三例。B⑴の で、連用形なひ」が「なな」「なに」、連体形「なふ」が「なへ」

るもので、ほかに四首、うち二首 [三頭三] には「西」が 猶回

固はいずれも
一首の中に

六語もの

方言を含んでい

いる。東歌で最も多く方言が用いられているのは 用いられ、仮名遣いも違って居り、一首は仮名が違って

で九語の方言が認められるものである。先には六語、こ ば恋しかるなも A 三四七六未勘国

とで九語と不用意に言ったが「流らへ」「行け」の二例

存する特殊仮名遣の違例はやはり防人歌におけるそれと と考え、この一首をも「九世紀以降に増補された」と見 る言語現象の結果」ととらえ、「平安時代以降に属する」 は異なって、「東国方言の顕現」ではなく「中央におけ

れらが用いられている歌は平安時代に入って、これらの 「拾ふ」 「めり」 「しまらく」 などは中央語 だから、こ るのであろうか。

るいは上代特殊仮名遣が違っているから平安時代に増 用いられていても、特殊字母が用いられているから、あ されたとするのは矛盾していないだろうか あるとしながら、全く平安時代中央語にはなかった語 中央に於て用いられるようになってからのもので

められる。工藤氏が東歌の「コ」の甲乙を誤ったものが の中に延五二例(異語数四一)の特殊仮名遣の違例が認 東歌圏に属していると言うべき巻二十の防人歌九三首

ならば、東歌に於けるコの両類の混用の説明は、殆ど不 可能である。「防人歌には、オ段音の混乱が皆無である

の歌のすべてが、奈良時代に成立したという前提に立 六例あるとして三四九九以下六首をあげて、この巻十四

うのだが問違っているだろうか。 るが如くコ・ソ・ト・ノ・ヨに於て五語七例存すると思 と述べているが、私は防人歌にはオ列の違例が次に挙げ ことを考えあわせれば、その感は一層深まるであろう。」

コ」 「ト」 乙→甲「伊刀」(いと」副詞) 甲→乙「之乃布」「偲ふ」四・止〕 甲→乙「須曽」〔裾〕 乙→甲「阿加古比須」 甲→乙 「――与利」(より) 格助詞) 空云・空三 【「贖祈ひ」四・用・】四元

このように東歌及び防人歌に於け代特殊遣の識別・認

の基礎になることであるから、ほんとうは全部を挙げ、 定については工藤氏と私とでは若干のズレがある。 立論

併せて違例とする根拠を明確に示すべきであるが、既に 私に与えられた紙数を遙かに超えているので、数字だけ

を挙げるにとどめる。

東歌・防人歌における上代特殊仮名遣違例数																	
イ段]	ΙĮ	t Z	オ段									
	+	٤	"	ケ	^	メ	コ	ソ	۲	1	3	п		合	計		
東	甲→乙乙→甲				1	1		7			2		-	11 (9) 39 (30)		50	
歌	乙→甲	1			17	12	6	1		1		1				(38)	
防人歌	甲→乙	1	3		3	12	1		1		1	2		24 (23) 28 (20)		52 (41)	
歌	乙↓甲	1	4	8	2	10		1		2							
()内の数は異語数																	
い、それだけに	には耳の	らって来た私な	に長い間かかす		は、東歌の研究	工腐氏の長解	※ 13)	あった一とする	た。増補と整理力	ģ	に、本文の大き	ナ世系中野足路	己白頁以	「巻十四に限り、	を明らかにし、	平安時代的性格	東歌に於ける

は、東歌の研究 工藤氏 あった」とする な増補と整理が に、本文の大き 見解

首という大部の歌集が編まれなければならなかったか。 古い表記法により、新たに増補までして二〇巻四五〇〇 らなくなってしまったものまであるものを、漢字による 始められた時期に、何で前時代の、然もその訓み方がわか い、全体的立場から、折角仮名文字が発明され広く用

貴重なそして有 い、それだけに らって来た私な どには耳 の痛

彙・語法と、

上代特殊仮名遣の違例についての考察と、 氏が取り挙げた

「だに」以下の語

い発言ではあるが、

それに基づく結論には賛成できない。

などの仮名字母を含む歌(三六首)と、これに「めり」 際増補されたとするのであるが、頗る疑問である。 れ、それが九世紀中頃、 六○首が、おそらくは 在原 業平 あたりによって収集さ **がに」など平安時代の語彙・語法をもつ歌を加えた約** 口氏は工藤氏の見解に拠り、「西・斯・抱・ 菅原道) 真による万葉集綜緯の

う点から、工藤氏の所説そのものについて反論した。 字・語彙・語法についての考察に基づくものであると言 葉集綜緝の際増補したとする主張が、工藤氏の東歌の そらくは在原業平あたりが収集したものを菅原道真が万 とくに巻十四東歌はその四分の一に当る約六○首が、お 「万葉集」には平安時代になって加えられた歌があり、 その必然性も必要性も全くなかったこと。又一つには、 Ŕ

本稿に於てはあらかじめ焦点を二つに絞り、

一つは

との二点についても十分意を尽し得なかったが、更に -

は具体的にどういうことなのかということと関連づけ執筆の機会が与えられているので両氏の謂われる増補と

万葉集綜緝説と、謂うところの定家本万葉集に関する問て、又改めて山口氏の万葉集形成論の中核をなす道真の

批判を載きたいと願うものである。 見を述べ、山口氏を始めとする大方の方々忌憚のない御題を中心に、万葉集平安後期成立説に同じ難しとする卑

一・七】六九頁 ――」『釋稿博士 万葉学論叢』〔記念論文刊行会 昭和四(1) 伊藤 博「十六巻本万葉集――万葉集の構造と成立〔注〕

2

徳田 浄『万葉集成立攷』〔関東短期大学 昭和四二·

二二一三頁

(3) 大坪併治「片仮名・平仮名」『岩波書店 昭和五八・一(4) 山口 博『万葉集形 成の謎』〔桜楓社 昭和五八・一(岩波書店 昭和五二・三〕二五四頁

(7) 工藤博子「万葉集巻十四の語彙・語法における平安時和四〇・六〕三八五頁届間書房 昭

代的性格について」『春日和男教語文論叢』(桜楓社

5

同 右 一六七頁

五三・一一)一九九頁

(8) 同右 二〇〇頁

(9) 春日政治『古訓点の研究』(風間書房 昭和三一・六)

(1) 服部一枝「古今集の『がに』について」『文学研究試(1) 前掲(6)三八五頁 京大学出版会 昭和三八・三)四七八頁 築島 裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』〔東

(1) 工藤博子「万葉集巻十四に於ける平安時代的性格ー論』創刊号(昭和五八・一〇)

二・五三号〔九州大学国語国文学会 昭和五七・六〕一用字と上代特殊仮名遣をめぐって――」『語文研究』五一 コ 瀬 博 寸 一 万 薄 隽 岩 十 四 応 が じる 平 岁 時 代 的 性 権 ――

66

『文学』一八巻九号〔昭和二五・九〕四二頁(13) 亀井 孝「方言文学としての東歌・その言語的背景」